

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
											団体名		
21	B	地方に対する規制緩和	産業振興	水素ステーション整備促進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これら規制などを緩和すること	【制度改正の必要性】 本県は、平成27年12月に「あいち産業労働ビジョン2016-2020」を策定し、今後、次世代自動車・水素社会の普及啓発を図ることとしている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ。水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。本県では県庁敷地内において、平成27年9月10日から、民間事業者の協力により、「愛知県庁移動式水素ステーション」の運用を開始しており、水素ステーションでは水素社会の普及啓発のために、見学者を受け入れている(平成28年4月30日現在、累計4,018人)。見学者から、水素はセルフ充填が認められないほど危険なものなのか、上での質問が寄せられることがあり、セルフ充填が認められていないことが水素社会の普及啓発のための支障となっている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ。水素ステーションの設置にあたり、現行法規では、水素の貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。	整備・運営コストの削減は、以下の効果をもたらす。 ・新規参入事業者の増加により、水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。 ・水素料金の低減につながり、FCVユーザーにとってメリットが増大し、FCV普及が加速する。 ・敷地境界との距離規制を緩和することにより、敷地に余裕のない都心部でも水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省		愛知県	宮城県、神奈川県、名古屋市、豊田市	水素スタンドにおけるセルフ充填については、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し結論をえた上でセルフスタンドを可能とすることとしている。なお、セルフ充填については規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしている。 高圧ガス設備の敷地境界との距離については、所定の距離を設けるか、これと同等の措置を講ずることを認めているため、距離の短縮は可能である。高圧ガス設備を地盤面下に設置することも「同等の措置」として認めることは可能であると考える。なお、高圧ガス設備を地盤面下に設ける場合の技術基準を今年度中に整備する予定である。
214	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	FCフォークリフトに係る屋内水素セルフレッパ設置基準の緩和を図ること。	FCフォークリフト導入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとって、屋内充てんが可能であることがFCフォークリフト導入のための必須事項となっているが、現行法上、水素スタンドのディスペンサーの上部は、水素が滞留しないような構造とすることが求められることから、実質、屋内での水素充てんは不可能となっている。	FCフォークリフト屋内充てんが可能となれば、外観との往來が不要となり、衛生環境の保全の確保、作業効率の向上やコストダウンが期待できる。また、多種多様な業種への展開も期待される。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省		徳島県、鳥取県	神奈川県、豊田市	高圧ガス保安法では、ディスペンサーを屋内に設置できないとする規定はないため、技術基準上は圧縮水素が滞留したときに滞留しないような構造であることを求めている。「滞留しない構造」としては、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」において、例示基準として例示しているのでも参照いただきたい。 また、例示基準に基づかない場合について、高圧ガス保安協会による事前評価を受け、その評価を事業者の許可申請書に添付頂く方法もある。
215	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	FCV及びFCFLへの水素セルフレッパを可能とする規制緩和	FCV及びFCフォークリフトへの水素セルフレッパを可能とすること。	水素の充てんは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を保つため、充填作業を行う際には保安統括者による監督が必要であることから、FCVドライバーやFCフォークリフト作業者が、セルフレッパを行うことはできない。	水素ステーションの運営コスト(立会者の人件費等)の削減に繋がるとともに、FCVドライバーの利便性の向上を図ることができる。 また、物流倉庫等においては、FCフォークリフト作業によるセルフレッパが可能とすることにより、最大限の作業効果を発揮することができる。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則84条	経済産業省		徳島県、大阪府、兵庫県、鳥取県、堺市	神奈川県、愛知県、豊田市、大阪府、香川県	○本県でもFCフォークリフトの導入を希望する業者にヒアリングしたところ、事業所内におけるFCフォークリフト作業による水素充填が認められていないため、運営コストが高くなることから、同様の措置を求めるとの意見があった。
216	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	道の駅等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者が見えやすくなることで、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはならないため、「道の駅」等の道路空間に設置することができない。	「道の駅」等の道路空間へ設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。	道路法32条、道路法施行令第7条	経済産業省、国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市	豊田市、宮城県、長崎県	○FCVの普及のためには、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車を利用する様々な場所にも整備されるよう、規制緩和を積極に進めることが必要である。	
59	B	地方に対する規制緩和	産業振興	高圧ガス第二貯蔵所に係る承継規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵する水素ステーションの承継規定の追加 第二貯蔵所については譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出ることが困難である。また、第二貯蔵所設置届を提出する際、設備の図面や強度計算書等の多くの書類を添付する必要があるが、会社の再編等により第二貯蔵所を譲り受けたい事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置届を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡しを行う場合、第一貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二貯蔵所については承継の規定がないことから、第二貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。	多くの書類を添付した再度の設置届の事前提出が不要となり、事業者の負担が軽減される。 また、届出内容が簡素化されることで、自治体側の書類確認事務や事業者からの相談対応などの事務負担が軽減される。	高圧ガス保安法第16条、第4項、第17条の2、第21条	経済産業省		富山県	埼玉県、千葉県、新潟市、広島市	第二貯蔵所の譲渡又は引渡しを行う場合の手続きについては、今後、明確化する。	
26	B	地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲り受けの許可の廃止 【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部分の申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件×手数料)が生じた。 【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県	北海道、いわき市、千葉県、静岡県、兵庫県、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、再独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きくなるため、また、事業実施前の短期間に大勢の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。 4月から5月はコンクリートが出荷前で、躯体数を効率的に減少させるための有効な補填時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じているなど、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、出度期前の捕獲による躯体数削減効果が期待できる。 ○【支障事例】 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の捕獲従事者(本県では350人程度)が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を担うおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の許可が必要となっている。このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えられる。		

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
											団体名		
43	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県へ移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)	【支障事例】小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。H26年度の地方分権改革に関する提案募集において、本補助金の権限移譲について意見を伺い、第二次回答において、「今後の小規模企業への支援に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが固まられていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等との連携が密接で地域の実情に精通している都道府県が一元的に担えば、より効果的・効率的に行える。なお、小規模事業者持続化補助金の申請には、経営計画書が必要となるが、県でも経営の向上を目指した経営革新計画承認制度があることから、県が一元的に事業を実施した方が、より効果的・効率的と言える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	埼玉県		新潟県、浜松市	－	小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって策定した経営計画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。また、本事業はその時々での政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。
96	A	権限移譲	産業振興	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲	地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情実を良く知る都道府県が行うことが適切である。平成26年度の地方分権改革に関する提案募集において、小規模事業者持続化補助金の権限移譲について提案がなされ、第二次回答において、「今後の小規模企業への支援に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされている。しかしながら、本補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されているにも関わらず、都道府県への情報提供や連携する仕組みが固まられていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が積極的に担うことにより、効果的・効率的に行える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	栃木県		新潟県	－	小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって策定した経営計画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。また、本事業はその時々での政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。
89	A	権限移譲	産業振興	経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲	本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市として市の実施する事業との連携が図りにくくなっている。	経営革新計画の認定を指定都市でも行うことができるようにすることにより、中小企業にとっては経営革新計画の策定支援から認定までを一貫して市のレベルで行うことが可能となり、利便性が向上する。また、本市にとっても、関係団体であるさいたま市産業創造財団との密接な連携により、本市の中小企業支援と連携をより円滑に行うことが可能となり、もってさいたま市まち・ひと・しごと創生戦略に位置付けている「中小企業の競争力強化による雇用創出」にもつながるものと考えられる。なお、経営革新計画の承認については、全国的には承認件数が減少傾向にある中で、埼玉県では経営革新計画の承認窓口の増設等により承認件数が増加(平成26年度200件→平成27年度766件)しており、経営革新計画の承認に至るルートを増やすことは、承認件数の増加という効果ももたらすものと考えられる。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律9条	経済産業省	さいたま市	－	浜松市	－	当制度については、地方分権推進委員会第5次勧告(平成10年11月)において、中小企業支援策について「地方公共団体が一定の役割を果たしつつ、行政対象を選定できるよう、地域性の高い事業については都道府県が計画承認を行う制度とすることが望まれていたことを踏まえ、また事業者の利便性を配慮し、全国レベルの取組以外の地域性の高い事業については平成11年の制度創設時より都道府県が承認を行うこととしている。他方、地方分権の観点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事があらかじめ市町村の長に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲することができることとなっていることから、必要に応じて市と相談していただきたい。
225	A	権限移譲	産業振興	地域・まちなか商業活性化支援事業のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	・26年度提案募集の対応方針はあるが、採択結果が公表されるまで当該事業の情報がないため、補助希望者へ地域に密着した適切な支援や助言ができない。 ・制度運用の変更等、公募情報の公表が遅いため、当該補助金の活用を前提に事業計画を立てていた事業者が補助対象外となる事業が発生している。 ・都道府県において、国における制度や運用の検討状況が不明であるため、補助メニューが重複したり二重補助を招く可能性があり、効果的な施策の立案に支障が出ている。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(8割近くの都道府県に類似の事業あり)	補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。従来から都道府県で実施している事業と組み合わせること、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。 ・研修内容を都道府県内の地域ごとの実情に即したものにすることが可能。 ・申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。	中心街地の活性化に関する法律第14条第3項	経済産業省	全国知事会	平成26年度提案募集において、商店街振興に関する提案が複数団体からなされ、対応方針で国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公判に関する情報提供を行う。】とされた。	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県	○事前に、商店街から申請があったことを含め、県に情報提供し、交付審査に当たり、県が意見を提出されていないため、県内の地域ごとの実情が十分に反映されているとはいえない。 ○商店街の活性化については県と地元市町が連携して商店街団体等の取組み等に支援を行っているが、国の補助金については県に情報提供がなされず、新規施設立案時の情報不足が生じ、支援内容が重複する場合がある。	本事業は、限られた予算の中で全国的に見地から商店街のモデルとなり得るような先進的な取組を集中的に支援することによって成功モデルを創出し、他の地域に波及させていくことにより、全国の商店街の発展を図るものである。このため、本事業の趣旨から、全国の商店街について俯瞰することが可能である国の実施が必要不可欠である。事業の執行にあたっては、地域の商店街に精通している地方自治体との連携が重要であるため、地方自治体の支援計画書の提出を受けるなどして、その関与や支援のあり方を確認するとともに、地方自治体の関与が強い案件を優先的に採択するなどしているところ。
226	A	権限移譲	産業振興	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	・研修事業で内容や実施時期の調整が国と都道府県、関係団体の間で行われないため、方向性の整合性がとれず、内容に重複が生じる可能性が高い。 ・国が都道府県を介さず支援している企業の情報等について適時適切な共有がなされたため、都道府県や団体における地域産業政策の効果的な企画立案に支障が出ている。 ・国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度の後半になっている。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(7割を超える都道府県に類似の事業あり)	補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。 ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせること、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。 ・研修内容を都道府県内の地域ごとの実情に即したものにすることが可能。 ・申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。	我が国の若者・女性の活躍推進のための提言日本再興戦略「ないさな企業」成長本部行動計画	経済産業省	全国知事会	埼玉県、鳥取県、香川県	○国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度後半にずれ込んでしまふ。 ○利用者からすると、複数の事業主体の支援メニューを確認する必要があり、煩雑である。「小規模事業者支援人材育成事業」については、商工会・商工会議所が県の交付金を活用して行う研修の講師やテーマが、国の研修内容と重複する可能性がある。研修のテーマや講師の設定に際し、地域の意見が反映されない。	中小サービス業中核人材の育成支援事業に関して、本事業では、全国から人材を「武者修行」に出したい中小企業を募り、また同様に、全国からこうした人材を受け入れていただく優良企業を募り、双方をマッチングする必要があるため、全国大で取り組む必要がある事業である。したがって、本事業に関しては引き続き国が実施していく。なお、事業実施時期に関しては、利用者の要望を踏まえ、交付手続きをより迅速に行うよう努めている。小規模事業者支援人材育成事業については、経営計画策定支援の方法など、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第3条に基づき定められている。基本方針を踏まえた研修内容となるよう、実施機関と連携して事業を実施しており、国が統一して実施することが必要。また、可能な限り国の担当者が出向して説明しており、法律や国の政策の背景を現場へ直接伝えることができる機会としても重要なものと考えている。要望を踏まえ、事業実施時期はできるだけ前倒しができるよう配慮しつつ、引き続き、国が実施していく。	
45	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	孤立死防止対策の充実	【支障事例】【厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	本提案の実現により、居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が速うことなスピードで自治体への通報が可能となる。	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限)	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省	埼玉県		新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市	○地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異常を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めて締結し、現在もなお拡充に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体と名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないため、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。○生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者によっては、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができると考える。	個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者等となる場合のライフライン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していると承知しており、国として、別途、画一的な具体的基準を示す必要はないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
補助事業の採択に当たっては、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備により、全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じないと考える。 また、本事業は平成25年度補正予算で措置されて以来、26年度補正予算、27年度補正予算と3年連続で措置されている。 さらに、政府は地方創生や一億総活躍を掲げている以上、まさに本事業のような中小企業支援は重要な施策の一つであり、引き続き実施していく必要があるものとする。 したがって、地域と結びつきの深い本事業については、都道府県へ移譲すべきである。 なお、先述したとおり、「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述があるが、当該記述と小規模事業者特化補助金との関係についてどのようにお考えなのか御教示願いたい。	-	-	-	【全国知事会】 販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		
中小企業を取り巻く状況には地域差があり、全国団体による画一的な審査はそれぞれの地域の実情を適切に反映することが難しく、より好条件の地域の中小企業に有利と言わざるを得ず、更なる地域差を招くことにつながる。 地域経済の担い手である中小企業に対する支援施策を効率的・効果的に推進するためには、地域の情報やネットワークを有する都道府県の実情を適切に反映し、都道府県が実施する事業と適切に連携することが必要である。そのため、販路開拓に関する事務については都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲すべきである。	-	-	-	【全国知事会】 販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
本市としては、中小企業の課題解決や成長支援等について、幅広く柔軟に支援していきたいと考えている。今後、経営革新計画策定の支援について、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が行っている現状、本市において承認を行うことによる、中小企業の利便性向上や成長への影響、他の指定都市における取組状況等を調査・研究した上で必要に応じて県に相談することとしたい。	-	-	-	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		
地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。 都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 なお、都道府県が主体になって事業を実施する場合であっても、その情報を国に提供し、活用することにより他の地域に波及させることは可能。	-	-	-	【全国知事会】 地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。 都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 なお、都道府県が主体になって事業を実施する場合であっても、その情報を国に提供し、活用することにより他の地域に波及させることは可能。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
中小企業・小規模事業者の人材育成への支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業で対象や内容に重複が生じる可能性があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。 都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の支援に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。なお、現行の他の制度において、国の基本指針等に基づき都道府県が実施する事業は多数存在する。	-	-	-	【全国知事会】 中小企業・小規模事業者の人材育成への支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業で対象や内容に重複が生じる可能性があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。 都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の支援に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。なお、現行の他の制度において、国の基本指針等に基づき都道府県が実施する事業は多数存在する。		
本提案は国民の命に関わる重要事項であり、居住者の意見を発した際の自治体への通報は、全国どの地域においても適切な運用がなされるよう国において配慮すべき重要事項と考える。 しかし、厚生労働省の通知(H24.11)などには、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合として、通報すべき状況等の具体的な事例の記載が不足している。 したがって、それら通知などに具体的事例を明記(追記)して、通報の基準例を全国にお示しいただくよう改めて求める。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
54	B	地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間及び審査期間の短縮(店舗面積1,000㎡超)について、例えば、法出事項の縦覧期間を1か月から2か月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8月間ルール)でも1か月から2か月の短縮をする。)	事業者からの届出は不定期に提出されるが、縦覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか変わらないにも関わらず、県審査会の開催時期との調整がうまく出来なかったことから、県の意見発出日が大きく乖離したり、短期間に県審査会を複数回開催しなければならない場合がある。 ※法律の規定により、事業者は届出後2月以内には地元説明会を開催している。事業者は、その場で住民から出された意見に真摯に対応をしていることから、本県内においては、4ヶ月の縦覧期間中に住民等から県に意見が出された例はなく、縦覧期間の柔軟化・短縮化を図っても問題ないと考えられる。 また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査に要する全体期間の短縮化を図っても十分対応が可能であると考えられる。	地元説明会の段階で住民との調整を支援し終えている事業者は、早期に開店することが可能になる。また、縦覧期間の短縮化が図られることにより、県審査会の開催時期との調整が柔軟に行えるようになる。	大規模小売店舗立地法	経済産業省	岡山県		徳島県	大規模小売店舗の開設の際に、生活環境への影響についての配慮を大型店に求める手続を定めたものであり、地域住民に対する説明会の開催や、地域住民からの意見提出機会の確保等を通じて、地域住民と大型店とのコミュニケーションによる生活環境への影響についての解決を促している。 大規模小売店舗においては、説明会開催や地域住民の意見提出、都道府県等の意見提出等について期間が設定されており、生活環境への影響があり得るケースであっても、一定の期間内で手続が完了されることで、大型店が届出から出店までに必要な期間を予測できるようになっている。 大型店による説明会を住民等が聴取して、生活環境への影響の可能性について判断し、意見として都道府県等に提出するためには、相当の時間が必要であり、そのための期間として4ヶ月の期間(県の縦覧期間)が設定されている。この期間を現状より短くしていくことは、住民に必要な検討期間が短くなっていくこととなり、開店に必要な期間を短くしたい大型店にとっては都合が良いが、住民には不利益になるとい、トレードオフの関係になっている。 大型店は、出店にあたって、地域に受け入れられる様に、住民の要望に誠実に対応していくことが期待されており、多くの場合、予測される生活環境への影響を緩和する措置(防音壁、外灯の設置、駐車場出入口での警備員の配置など)を実施することを住民への説明会で表明するため、これまでの大店立地法の執行において、都道府県等から意見が出されるケースは5%以下と少ない。しかしながら、大型店側の取組が不十分であることにより、意見が提出されることも当然あり、その様な場合は、住民と大型店との深刻な対立が生じていることもある。現状において、大型店出店に必要な期間を短くし、利益を与える一方で、住民が意見を提出できる期間を短くするという不利益を与える法改正は両者の力関係のバランスを崩すものであると考える。	
62	A	権限移譲	産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に関する事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各経済産業局から都道府県へ権限の移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加などの定款変更を要することから、経済産業局への認可申請が増加することが想定されている。 特に組合員資格として定款に定められている業種が複数省庁の所管にわたる場合は、認可等に多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく(厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管事務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方経済産業局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることになり、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県間で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。 また、組合に対する統一かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	中小企業等協同組合法第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	経済産業省	富山県		1. 中小企業等協同組合法(以下、「中協法」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(以下、「中団法」という。)に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業区域が自治体(都道府県)の行政範囲を超える組合等が存在する。自治体の権限は、地方自治法に規定する権限の範囲に留まるため、自治体の行政範囲を超える場合には所管省庁の大臣が管理・指導を行うこととした。 2. 今般の要望に関し、経済産業大臣が現在地方経済産業局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することについては、これまで上記1.にあるように組合等の事業地域が自治体の行政範囲を超える場合に、当該自治体が管理・指導することが可能な点を確認する必要がある。具体的には、①地方経済産業局が管理・指導していた組合等を自治体が引き受けるための体制整備の状況、②所管することとなる組合等に対して、自治体の行政範囲を超える場所に報告徴収や入立検査等を行うことができるかという点である。これらについては当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、統一的な整理を実施する必要がある。 3. 一方で、組合等が地方経済産業局やその他関係行政庁に対して手続を取るという現在の体制から、ワンストップで自治体に対してのみ手続を取ることで利便の向上を図ることができるという点については考慮する必要がある。上記2.の実態踏査も踏まえ、比較数量上、検討していく。	
71	B	地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に合う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている。(特に試験的な措置として供給が行われる場合)として、日量600㎡未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うこととする場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるように運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利処分取扱について(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡) ②通商産業省立地公署局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書(昭和58年2月16日付) ③河川法施行規則第11条第2項	経済産業省、国土交通省	静岡県		滋賀県、徳島県	【国土交通省回答】 河川法第25条に基づき(流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を継続的・継続的に利用する」と(下記①))とされている。河川の流水は公共の資産であり、水利権を許可できる流水の量に制限があることか、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者の水利権の維持のため、その占有に当たっては、水利目的に即して必要な量を限度に河川管理者の許可を受けることと必要としている。 よって、工業用水の需要が漸減しており、これを雑用水として転用したいのであれば、工業用水道事業者が減量の申請を行い、かつ、雑用水を必要とする者による新たな水利権使用を申請する必要がある。 以上から、ある特定目的の達成に必要となつた流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利権の申請をすることなく引き続き占有するものとするは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、本提案については対応されない。 本件については、平成26年度において、熊本県から「工業用水の用途拡大に関する規制緩和」(424番)として同内容の提案がされており、上記と同趣旨の回答を行ったことである。なお、水利権の許可を受け、工業用水の一部を雑用水に転用しようとする事例が発見されたことから、国土交通省(当時建設省)と経済産業省(当時通産省)との調整の結果、下記②-③により、雑用水としての供給が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、工業用水の減量等の申請と雑用水に係る水利権使用の申請とを一併を行うことにより可能としている。この際、③の覚書により、特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であった雑用水の供給量が複数ない場合については、この申請も不要としていることである。
92	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	工場立地法により設置を要する環境施設の追加	【制度改正の経緯】工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「環境施設(緑地、緑地以外の環境施設)」を設けることとされている。このうち、「緑地以外の環境施設」として、平成24年の同法施行規則の改正において、新たに太陽光発電施設が規定されたところである。平成27年度の提案募集において、「環境施設にソーラーパネルを設置を含める措置を求める」という提案が埼玉県から出されたが、「ソーラーパネル設置は生産設備そのものであることから、環境施設に含めることはできない」という旨の回答がなされ、具体的な措置を求めることはできなかった。 【制度改正の必要性】蓄電池設備は、工場立地法検討小委員会が整理された太陽光発電施設が有する機能・効果を有し、特に再生可能エネルギーと組み合わせることにより、その機能・効果を補強するものである。 CO2排出量削減効果、再生可能エネルギーの効率的な利用に、ピークカット・ピークシフト対策として有効 ○周辺地域に対する防災・保安効果、停電時の非常用電源として使用可能 ○環境意識向上への啓発効果 しかしながら、環境施設に位置づけられていないため、事業者に対して、導入促進のインセンティブとなっていない。 【支障事例】分散型エネルギーの導入拡大による新たなエネルギー需給体制の構築に向けたインセンティブとなっていない。 【備考】蓄電池設備は発電機能を有しないことから、原動機などによる発電を行いその排熱を熱源として利用することにより電力と熱を同時に供給できる複合システムであるソーラーエネルギー設備に含まれるものではない。	蓄電池設備の導入が促進されることにより、蓄電池の低コスト化が図られ、事業者の将来的な負担軽減に資することとも、ピークカット・ピークシフト対策及び停電時のバックアップ対策としても有効である。制度の改正は、分散型エネルギーシステムの導入促進及び低炭素社会の推進に資するものである。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省		栃木県		山形県、栃木県	○近年の急速な地球温暖化問題への意識の高まりを背景として、新エネルギーの導入促進等の活動がさかんになっている。こうした活動は単にコスト削減の目的のみならず、社会貢献活動を目的とした取組の一環としても行われ「設」であり、蓄電池設備を追加するか否かについては、周辺環境や地域住民との調和の観点で検討する必要がある。 いただいたご提案では具体的などのような蓄電池設備を想定されているのかを判断することはできないが、蓄電池設備の中には発火などの危険性があることから消防法で規制がされているものもあることから、周辺生活環境への影響をいいた点で慎重な対応が求められるものと認識している。 したがって、具体的にどのような施設であるのかを十分に精査した上で、環境施設としての適応性の検討をすることとした。
93	B	地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更により、変更届出による、届出で足りるよう、届出に係る規定が省令に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可により、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の要があり、例年10件程度の実績がある。 当該事例については、行政としては概ね処理日数2日×10年で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることならば、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れるとともに、処理期間の短縮化が見込まれる。	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項	経済産業省、国土交通省		福島県、茨城県、新潟県、静岡県、鳥取県、宮崎県	○変更認可申請にあたっては、事業者に対して県手数料条例に基づき1件につき17,000円の手数料が発生することからも、変更届出可能な軽微な変更について、省令で明確な基準を定めることが望ましい。 ○本県も業務主任者の変更等の直接災害の発生に繋がることがないものについても、変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。	
94	B	地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取業務主任者の認定の規定の削除	砂利採取業務主任者の認定の規定について削除を求める。	【制度改正の経緯】業務主任者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止することなく、残されているものと認識している。 【制度改正の必要性】業務主任者については、砂利採取に伴う災害防止のため、砂利採取法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務主任者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一本化する方が望ましい。 なお、平成27年度関東経済産業局内砂利採取法担当者会議における意見交換の場で認定制度の事例があるかを確認したが、各県とも事例はないとのことだった。 【支障事例】認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法により砂利採取法の改正により廃止されたことにより、手数料条例の改正事務が発生した。砂利採取業務主任者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	業務主任者資格については、試験による付与のみとする一方で、災害発生の際、止等のための資質を公平に判断することができるようになる。 また、認定制度が廃止されれば、法改正に伴う条例改正事務が、今後発生することはない。	砂利採取法第6条第1項第5号口及び第15条第2項	経済産業省		栃木県	岩手県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、鳥取県、宮崎県	砂利採取法では、砂利の採取を行うとする者は、法第3条及び4条の規定により、事務所を置く砂利採取業務主任者の氏名を記載の上、都道府県知事による砂利採取業者の登録を受けなければならないと規定されている。 砂利採取業務主任者が不在となつてから2週間を経過した後も不在の場合には、法第12条の規定により、都道府県知事はその砂利採取業者の登録を取り消し等をすることができることが規定されている。 一方、都道府県知事が実施する砂利採取業務主任者試験については、現在、1年に1回の実施であることもあり、試験による判断の不十分さを補完するため、法第6条第1項第六号口の規定により、砂利採取業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者を砂利採取業務主任者として置くことを認めている。 このような状況において、例えば、既に、砂利採取業務主任者が1名しかいない中小規模の砂利採取業者が、事故などにより、突然、砂利採取業務主任者が不在となつた場合、中小規模の砂利採取業者は砂利採取業者が出来なくなってしまうおそれがある。したがって、砂利採取業務主任者の認定制度は、中小規模の砂利採取業者にとって不可欠なものと考えている。 砂利採取業務主任者の認定制度を廃止することは、中小規模の砂利採取業者の砂利採取業からの排除につながり、産業振興の妨げとなることから、砂利採取業務主任者の認定の規定は引き続き必要であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>岡山県では、平成21年度より国の指針に基づく大規模小売店舗の地域貢献推進の手引を作成し、事業者(設置者)に対し、この手引の内容を踏まえた状況表を新設店に添付するよう促している。また、この手引については、県庁内WG及び独自に事務を行っている岡山市と倉敷市にも照会を行い、毎年内容の修正を図っている。</p> <p>このように、地域住民に配慮した対応を間接的に事業者に求めていることもあり、本県では、縦覧期間中の閲覧希望者は、地図業者が建築業者が大半であり、県民による閲覧はほとんどない。当該市町村についても、縦覧しているが、特に住民からの意見はないと聞いており、これは、地域住民が説明会での事業者側の対応に不満を感じていないからと思われる。</p> <p>また、平成19年に大店立地法に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針が改訂され、中国総産局からは、この改訂以降、都道府県等での大店立地法の事務手続において、同法第8条第4項に基づく意見を有する通知がなされた実績はないと聞いている。(ただし、「意見なし」とした上で、その他(留意事項)として申し添えをした通知を除くもの。)</p> <p>以上のことから、県縦覧期間等の短縮を行っても、地域住民に不利益が生ずるとは考えられず、提案実施の検討をお願いしたい。</p> <p>なお、一律に公告縦覧期間を短縮することが難しいのであれば、例えば、「小規模で問題の小さい事業については、『事前の地元調整で問題のない〇〇〇〇mに満たない店舗に限る』等の条件を付ける」、あるいは「規定の縦覧期間を『おおむね』として幅を持たせる」ことでの短縮も考えられるので、こちらも検討をお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		
<p>権限移譲による事業協同組合等の導入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであることや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受入れ可能である。</p> <p>また、組合等の事業区域が都道府県の行政範囲を超える場合においては、組合等の主たる事務所が従たる事務所を統括して管理している状況にあることから、組合等への管理・指導には支障は生じないと考えている。</p> <p>提案の早期実現に向け、検討スケジュールを示されたうえで、引き続き検討していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲するべきである。</p>		
<p>ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、とあるが、新たに雑用水利用の必要が生じた場合に、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数ない場合については、水利使用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱すおそれがあるとはではない。</p> <p>この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。</p> <p>また、水利使用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの換算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合は大半であることから、雑用水利用の申請に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。</p> <p>このことは、工業用水道事業者の経営上の問題であるだけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。</p> <p>工業用水道事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切に行うことができるよう、所要の規制緩和を求める。</p>						
<p>東日本大震災以降、我が国のエネルギー供給構造が大きく変化中、災害対応力の向上の観点も含め、分散型エネルギーの導入拡大による地域における電力自給率の向上が必要とされている。そのためには、再生可能エネルギーの導入拡大及び安定した電力供給体制の確立が不可欠である。このような中、企業においては、事業の業態などに応じた省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に取り組むことが期待されているところであり、そのひとつの方策として蓄電池設備の導入も推奨されている。</p> <p>いただいた回答では、蓄電池設備の追加について、周辺環境や地域住民との調和の観点での検討が必要とのことであるが、例えば、主として太陽光発電施設に併設し、非常用電源としても使用可能な蓄電池設備であれば、現在、太陽光発電施設が環境施設として認められている点から問題はないと考えられる。</p> <p>また、消防法では、4800Ah・セル以上の蓄電池(リチウムイオン蓄電池であれば電力量に換算して約18wh)を規制の対象としているが、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池設備を組み合わせた分散型エネルギーの導入拡大が災害時の対策に有効であり、また現在でも家庭用蓄電池設備の普及が進んでいることから考えても、周辺生活環境への影響は小さいと思われる。</p>				<p>【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、周辺の生活環境に配慮しつつ、設備設置促進について検討を行うこと。</p>		
<p>砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。</p> <p>そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するのかが検討いただくとともに、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。</p> <p>なお、採石法第39条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第8条の18の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>砂利採取法は災害防止等を目的として各種の規制を設けており、業務主任者には、事業者が経済性を追求するあまり、災害防止の観点を疎かにすることのないようチェックする機能が求められていると考えており、こうした資質を公平に判断するためにも、試験制度に一本化することが望ましい。</p> <p>また、近年、本県及び周辺県において認定の実績はないことから、認定制度が現状に則しているとは言い難い。</p> <p>さらに、砂利採取業者が適正かつ安定的に事業を継続する上でも、あらかじめ業務主任者を複数確保するなどの対応を促すことが本県の指導方針であり、産業振興との矛盾も生じていない。</p> <p>仮に認定制度を存置するという方針であるならば、認定実績のない現状において、業務主任者の資質を評価し、認定の可否を判断できるよう、都道府県の自主性を確保した上で、参考となるようなガイドラインを提示するなどの対応を検討いただきたい。</p>		<p>【静岡県】 砂利採取業務主任者には砂利採取法における災害防止の観点から一定の能力が求められており、このため、各都道府県が統一の試験問題により資格を認定している。中小事業者の事業継続のために認定を行うとすると、知識と技術を十分有るか否かの判断を排除することとなる。認定制度はあくまでも試験開始時の経過措置であり、中小事業者の事業継続リスクについては、中小企業者の従業員資格取得についての支援を別途考えるべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>			

経済産業省 再検討要請

Table with 11 main columns: 管理番号, 提案区分 (区分, 分野), 提案事項 (事項名), 求める措置の具体的な内容, 具体的な支障事例, 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等), 根拠法令等, 制度の所管・関係府省庁, 団体名, その他 (特記事項), 支障事例. It contains 15 rows of detailed information regarding administrative proposals and support requests from various prefectures.

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>採石法は災害防止等を目的として各種の規制を設けており、業務管理者には、事業者が経済性を追求するあまり、災害防止の観点を疎かにすることのないようチェックする機能が求められていると考えており、こうした資質を公平に判断するためにも、試験制度に一本化するが望ましい。</p> <p>また、近年、本県及び周辺県において認定の実績はないことから、認定制度が現状に則しているとはいえない。</p> <p>さらに、採石業者が適正かつ安定的に事業を継続する上でも、あらかじめ業務管理者を複数確保するなどの対応を促すことが、本県の指導方針であり、産業振興との矛盾も生じていない。</p> <p>仮に認定制度を存置するという方針であるならば、認定実績のない現状において、業務管理者の資質を評価し、認定の可否を判断できるよう、都道府県の自主性を確保した上で、参考となるようなガイドラインを提示するなどの対応を検討いただきたい。</p>		<p>【静岡県】</p> <p>採石業務管理者には採石法における災害防止の観点から一定の能力が求められており、このため、各都道府県が統一の試験問題により資格を認定している。</p> <p>中小事業者の事業継続のために認定を行うとすると、知識と技術を十分有するか否かの判断を排除することとなる。</p> <p>認定制度はあくまでも試験創設時の経過措置であり、中小事業者の事業継続リスクについては、中小企業者の従業員資格取得についての支援を別途考えるべきである。</p>				
<p>経済産業省からの1次回答では、法第37条の「災害」を広義に解釈し、市町村長からの要請についても広く現行法で対応可能とすることであるが、</p> <p>① 砂利採取法の目的は「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。</p> <p>② 条文上、災害の定義等が明確でないため、水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこの法に定義する「災害」に該当すると認識されており、現実として、経済産業省が意図される範囲には適用されていない。</p> <p>③ 将来にわたる「災害が発生するおそれ」に対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。(水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響は、いつ顕在化するかわからないため)</p> <p>④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査・措置を講じなければならない。これは両者にとって相当の根拠を必要とされる。また、この結果、採石業者にとって不利益になる場合、争訟となる可能性もあり、条文上明確に示されなければ、これらに対応することは困難である。</p> <p>上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地域全体の一定割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、このような場合も「災害」の定義に加えるべきと考える。また、砂利採取の規模や態様等により想定される災害等の影響は多大であることから、当該地域の市町村長の意見は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、関与機会を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法での表現では不十分であると考えるため、災害等に関する具体の定義と市町村長の関与等について明文化いただきたい。</p>		<p>【香田市】</p> <p>府省見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実には発生してしまっている。</p> <p>よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して迅速等での指導をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。</p>	<p>○ 以下の点に鑑みると、砂利採取法第37条の「災害」の定義が第19条の認可の基準と同一であるという解釈について、法律上、明確に規定するべきではないか。</p> <p>① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法律的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の文法から読み取ることは困難ではないか。</p> <p>② 砂利採取法の逐条解説においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと解釈を与える表現があるのではないか。</p> <p>③ 法制定後約50年にわたって当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が運用されてきたのではないか。</p> <p>④ 第37条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。</p>	
<p>地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから達成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くなる。</p> <p>農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。</p> <p>また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただきたい。また、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>		<p>【秋田県】</p> <p>昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。</p> <p>一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。</p> <p>世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。</p> <p>本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農業世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。</p>				
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興法と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興法と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を避けての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかを確認して、離島振興基本方針に適合しないときは、主務大臣は当該都道府県に要求を求め、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
51	A	権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)において、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。 岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることもより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせない。	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能にすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効果的に処理することが可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第19条、第52条	経済産業省、環境省	岡山県		宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県	○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にほとんどの環境関係法令の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等(管理者に係るものに限る)が行えていない。また、政令市等内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄物等実施者への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の権限を移譲する程にまで至っている。○本県には、政令指定都市が1市、特別市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立ち入り検査等が実施されている中で、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効果的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現されることにより、業務の効率化も期待される。○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令が県内の中核市へ移譲されている。フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効果的な指導が可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところであり、本件提案の権限を規定している現行の法律は、国会における審議を経て成立したものである。機器の管理者に対する立入検査や指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せて持っていることが必要である。地方、充填回収業者の商圏を鑑みれば、充填回収業者の登録事務を政令市・中核市に委譲すると、充填回収業者の登録等における負担が増大する恐れがある。このように、適切に立入検査や指導等を行うとともに、充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限を規定している。ただし、附則第11条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本件提案については、その際に、関係府省、都道府県、市町村及び事業者等の関係者の意見も踏まえ、検討が行われるべきものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではないと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>○「機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理者に対する新たな義務となった機器の点検については、機器の管理者の責務に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せ持つ必要性はない。</p> <p>○また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような環境関係法令に基づく立入検査等に併せてフロン排出抑制法に係る機器についても立入検査等を行うことが、政令市・中核市が蓄積している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。</p> <p>○さらに、政令市・中核市の区域において、市と都道府県の双方が個別に立入検査等を行うことは、二重行政的な弊害にもなっている。</p> <p>○以上のことから、本件の提案事項については、早急に改善措置を講ずる必要があり、「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる」ような性質のものではない。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。</p>		